

～キラリと光るまち ひのちょう～

広報ひの

おしらせ版

2014年9月5日号
No. 606

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

町民体育祭

9月28日(日) 午前9時～

【根雨地区大会】根雨小学校校庭
【黒坂地区大会】黒坂小学校校庭

体育祭は毎年たくさんの笑顔と元気いっぱい応援であふれます。今年も地域の交流や親睦、健康づくりを図り、大いに盛り上がりましょう。



結婚50周年を迎える皆さんへ 金婚記念品を贈ります

今年、結婚50年目を迎える皆さんへ、町から金婚の記念品を贈ります。

次の要件に当てはまる人は、9月26日(金)までに役場総務課へご連絡ください。

要件 昭和39年中に婚姻届を出した人。ただし、昭和40年中に第一子が生まれている場合は、婚姻年月日にかかわらず当てはまります。

連絡および問合せ先 役場総務課 担当 小川(電話 72-0331)

『秋の全国交通安全運動』 9月21日(日)～30日(火)

9月21日(日)から30日(火)まで、秋の全国交通安全運動が行われます。

全国交通安全運動スローガン
「正しいルールで、安全第一！」
運動の重点

- ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)
- ②守ろう! 自転車安全利用五則
 - 一、自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
 - 二、車道は左側を通行しましょう。
 - 三、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
 - 四、安全ルールを守る。飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 / 夜間はライトを点灯 / 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 五、子どもはヘルメットを着用しましょう。

③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶

9月30日(火)は

「交通事故死ゼロをめざす日」です。

上記の4点を再確認し、正しい交通ルールで、ゼロを目指しましょう。

「全町一斉クリーン作戦」に ご協力ください

9月、10月は鳥取県の環境美化促進月間です。

町では、きれいな環境で住みよいまちづくりを推進するため、「全町一斉クリーン作戦」を実施します。各自治会において、9月から11月末までに、水路や道路の空き缶やごみの清掃活動にご協力ください。

問合せ 役場産業振興課 担当 小谷(電話 72-2101)

平成26年度手話奉仕員養成 講習会開催のお知らせ

聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成するため、下記期間中、鳥取県西部圏域市町村委託事業による講習会を開催します。

期間 ▼10月23日(木)より全21回、おおむね毎週木曜日

▼午後1時30分～午後3時30分
会場 米子コンベンションセンター(米子市末広町294)ほか

定員 40名

対象 聴覚障がい者などの福祉に理解と熱意を有する人(高校生以上)

受講料 2,000円(テキスト代別途)

申込方法 受講申込書に記入し、封筒に「手話奉仕員養成講習会受講申込書在中」と赤文字で記入の上、下記の住所宛てに郵送してください。なお、受講申込書は役場健康福祉課窓口で配布中です。

申込締切 10月7日(火) 必着
申込みおよび問合せ先 鳥取県中部聴覚障がい者センター(倉吉市葵町724-15) 担当 伊藤(電話 0858-27-2355)

テーピングを学んで、元気で楽しく動ける体になりましょう!

町民の皆さんに正しいキネシオテーピング法を学んでもらい、日常生活やスポーツ、ケガの予防などに役立ててもらおうと、テーピング教室を開きます。お気軽にご参加ください。

日時 9月30日(火) 午後7時～

場所 町山村開発センター大集会室

講師 上杉秀樹さん(日本体育協会公認スポーツプログラマー、喜絵塩テーピング協会認定指導員)

内容 キネシオテーピング法の紹介および基礎的な貼り方

参加費 500円(当日持参ください)

申込み 申込書を町教育委員会または公民館へ提出いただくか、電話・FAXで申込みください。

その他 ▼実際にテープを貼ります。手足を出しやすい服装で来てください▼テーピング購入希望の人には、会場に一本1,000円で用意しています。

問合せ先 町教育委員会 担当 稲田(電話 0859-72-2107)

ノルディック・ウォーク 教室開催のお知らせ

運動効率の高い全身運動で健康づくりを図れると注目されているノルディック・ウォーク教室を開きます。初めての人のために初心者指導を行います。歩くコツをつかんで、毎日の散歩を変えてみませんか。ふるって参加ください。

【ノルディック・ウォークとは・・・】

クロスカントリー・スキーの要領で、2本のストック（ポールとも呼びます）を左右の腕に持ち、そのストックで地面を押しながら歩く運動です。ヨーロッパを中心に親しまれている新しいウォーキングスタイルで、近年、日本でも幅広く行われています。

【効能】

- ▶歩くときの姿勢が良くなります。
- ▶歩幅が広がります。
- ▶足首やひざへの負担が軽減されます。
- ▶ポール操作で上半身を使うため、全身の筋肉をしっかりと動かしします。
- ▶生活習慣病予防・リハビリ・介護予防などに利用されています。

日時 10月6日（月）午後1時30分～午後3時（受付：午後1時15分～）

場所 町公民館

内容 ノルディック・ウォークについての講義と実践※雨天時は公民館講堂、晴天時は黒坂カワコふれあい公園まで歩きます。

講師 全日本ノルディック・ウォーク連盟 鳥取県西部推進委員会委員日野支部 小山政江さん

参加料 500円

ポール貸出料 無料

持参物 運動のできる服装、運動靴（シューズ）、タオル、飲み物

申込方法 電話または参加申込書をFAXしてください。なお、参加申込書は町地域包括支援センター（役場健康福祉課内）で配布しています。

申込締切 9月29日（月）

問合せ先 町地域包括支援セン

ター（役場健康福祉課内）電話 72-1852 FAX 72-1484

ロコモ健康講座へ ぜひお出かけください

足腰の健康についての講演や運動指導などがあります。どなたでも参加できますので、お誘い合わせて、ぜひお出かけください。

日時 9月29日（月）午後1時30分～午後3時（受付：午後1時15分～）

場所 町山村開発センター

申込締切 9月18日（木）

申込みおよび問合せ先 役場健康福祉課（電話 72-1852）

平成27年度鳥取県学生寮 入寮生募集について

東京にある鳥取県学生寮、明倫館（男子寮）と清和寮（女子寮）の入寮生を募集します。

【明倫寮（男子寮）】 5畳程度、寮費：月額26,000円、食費：月額16,000円、入寮費：107,000円（2年間）、電気代別途

【清和寮（女子寮）】 5畳程度、寮費：月額33,000円、食費：月額15,000円、入寮費：96,000円（2年間）、電気代別途

出願資格 保護者が鳥取県に住所を有する人など。そのほかの要件については下記まで問い合わせください。

入寮期間 原則2年間

出願手続 入寮願書、所得証明書、健康診断書、返信用封筒を在学している県内高等学校などに提出してください。

出願期限 9月26日（金）必着
※推薦入試などの試験により、平成26年12月までに大学などへの入学が決定する見込みの人の**入寮決定** 先着順ではありません。出願者が多い場合は、審査して選考します。選考結果は10月末までに通知します。

入寮日 平成27年3月30日（月）から1週間程度の予定

その他 大学入試センター試験を

受験するなど、平成27年1月以降に大学などに合格が判明する人については、第2回目の募集を12月ごろから受け付けますので、そちらで申請してください。

問合せ先 公益財団法人 鳥取育英会（鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室内）電話 0857-26-8375

オータムジャンボ宝くじが 発売されます

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

【オータムジャンボ宝くじ】

発売期間 9月19日（金）～10月10日（金）※売り切れ次第販売終了

当せん金および当せん本数

▼1等3.3億円×13本（発売総額390億円・13ユニットの場合）

▼前後賞各3千万円×26本（発売総額390億円・13ユニットの場合）

県総合情報誌『とっとりNOW』 第103号好評発売中

動物で触れ合うことで精神の安定効果が見込まれるアニマルセラピー。巻頭特集では、県内で行われているその一部を紹介します。特集では、廃校となっていた分校を新たな拠点とする「大山ものづくり学校」の活動にスポットを当てました。

単価 1冊300円

購入希望など問合せ

役場企画政策課（電話 72-0332）



「全国一斉！法務局休日相談所」 開設のお知らせ

平日に相談窓口を利用できない人のために「全国一斉！法務局休日相談所」を開きます。ぜひこの機会にご利用ください。

日時 10月5日（日）午前10時～午後3時

場所 鳥取地方法務局米子支局（米子市旗ヶ崎二丁目10番12号）

内容 遺言、相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権および心配ごとなど

相談員 法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士および人権擁護委員

その他 ▼相談は無料で、秘密は厳守します▼相談時間については事前に予約を受け付けています▼相談予約された人から優先します。

問合せ先 鳥取地方法務局米子支局（電話 0859-22-6161）

民事・家庭調停委員による 無料調停相談会が開催されます

次の日程で、民事・家事調停委員による無料調停相談会が開催されます。

お金や土地・建物のトラブル

などの民事上の争い事、夫婦間の問題、遺産分割などの家庭内のもめ事について、調停委員が調停手続きの利用に関する相談に応じます。お気軽にご利用ください。

日時 10月17日（金）午前10時～午後3時

場所 米子市文化ホール（米子市末広町293）電話 0859-35-4171

主催 公益財団法人 日本調停協会連合会

後援 最高裁判所

問合せ先 鳥取地方裁判所米子支部庶務課（電話 0859-22-2205）

10月の「法の日」週間に 伴う、行事開催のお知らせ

鳥取県弁護士会では、10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、法務省および弁護士会の共催により、次の行事を開催します。お気軽にご利用ください。

【鳥取地方・家庭裁判所による裁判所見学会】

▼鳥取地方・家庭裁判所

日時 10月28日（火）午後1時30分～午後3時30分

定員 30人（申込受付順）

申込先 鳥取地方・家庭裁判所事務局（電話 0857-22-2171）

▼鳥取地方・家庭裁判所米子支部

日時 10月16日（木）午後1時30分～午後4時

定員 24人（申込受付順）

申込先 鳥取地方・家庭裁判所米子支部庶務課（電話 0859-22-2205）

【鳥取地方検察庁による検察庁見学会】

日時 10月3日（金）午後1時30分～午後3時30分

場所 鳥取地方検察庁

定員 20人（申込受付順、9月26日（金）申込締切）

申込先 鳥取地方検察庁企画調査課（電話 0857-22-4174）

【鳥取弁護士会による無料法律相談】

▼東部地区

日時 10月7日（火）午前10時～午後3時

場所 鳥取地方・家庭裁判所

定員 30人程度（当日受付順）

▼中部地区

日時 10月8日（水）午前10時～午後3時

場所 鳥取地方・家庭裁判所倉吉支部

定員 12人程度（当日受付順）

▼西部地区

日時 10月8日（水）午前10時～午後3時

場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部

定員 30人程度（当日受付順）

問合せ先 鳥取弁護士会（電話 0857-22-3912）

平成26年秋季農作業標準賃金が決まりました

町農業委員会では、平成26年秋の農作業標準賃金を決定しました。これを標準賃金として、話し合いで決定してください。

作業名		平成26年度賃金 (消費税含まず)	備考
稲刈および一般作業		7,000円～8,000円	1日8時間労働、賄なし
機械	コンバイン	15,000円	10アール当たり（結束ひも含まない）
	バインダー	8,000円	同上（結束ひも含む）
	ハーベスター	8,000円	10アール当たり
	秋起こし（トラクター）	7,000円	同上
もみの乾燥 (水分量により協議のこと)		生もみ 500円	乾燥もみ30キログラム1袋当たり (搬入・搬出などの運搬は含まない)
		はでかけもみ 300円	
もみすり		300円	
乾燥・もみすり		800円	

なお、ほ場整備済み田とし、ほ場条件によっては双方で協議してください。

【問合せ】町農業委員会（電話 72-2103）

『公衆無線 LAN アクセスポイント』を設置しました

来訪者および町民の情報収集の利便性を図ることを目的として、公衆無線 LAN アクセスポイントを設置しました。

下記施設に無線 LAN 機能を搭載したスマートフォンなどの機器を持ち込むだけで、無料でインターネットに接続することができます。注意事項については下記のとおりですが、実際の使用にあたっては各施設の職員の指示に従ってください。



▶ 利用方法

持参した機器の無線 LAN 機能で『HINOFREE』に接続してください。

▶ 利用可能施設

- 役場 1 階ロビー
- 下榎隣保館（下榎集会所）
- 町図書館
- 町公民館

▶ 注意点

- ・ 利用料金は無料です。
- ・ 施設の電源は利用できません。
- ・ 接続にかかる機器の設置は利用者にて行ってください。
- ・ 機器のセキュリティ対策は利用者にて行ってください。
- ・ ほかの利用者の迷惑とならないよう音量などには配慮してください。
- ・ システムの保守および工事、設備やネットワークの障害、やむを得ない事由がある場合にはサービスの利用を中止する場合があります。
- ・ 以下に掲げる行為を行わないでください。
 - ◇ 他者に不利益や損害を与える行為、公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - ◇ 犯罪的行為またはそのおそれのある行為
 - ◇ 性風俗、宗教または政治に関する行為
 - ◇ 有害なプログラムを送付、提供する行為、特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - ◇ そのほか法令に違反、もしくは違反するおそれのある行為



▶ 免責事項

- ・ 機器やソフトウェアなどの種類により本サービスが利用できない場合があっても、一切責任を負いません。
- ・ 本サービスの利用によって生じるあらゆる損害、ほかの利用者、第三者との間に生じた紛争などについて町は、一切責任を負いません。
- ・ 本サービスを通じて利用した有料サービスについては、利用者の費用負担となります。
- ・ 本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集および閲覧、また特定のサイトへの接続を制限する場合があります。



無線 LAN 利用時には適切な情報セキュリティ対策を



利用者が適切な情報セキュリティ対策を取らずにいと、気が付かないうちに情報が盗み見られたり、ウィルスの配布などに悪用されたりすることがあります。無線 LAN 利用時には適切なセキュリティ対策をお願いします。